

日野市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年6月25日

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 古 賀 壮 志

## 監査結果に基づく指摘事項（意見・要望）

（令和元年度財政援助団体監査）

指摘事項（意見・要望）	改善策、講じた措置事項
<p><b>公益財団法人社会教育協会日野社会教育センター</b></p> <p><b>1 補助金に係る事務について</b></p> <p>補助金に係る事務は、公益財団法人 社会教育協会定款、同協会経理規程及び同協会日野社会教育センター事務処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p>しかし、補助金交付申請等に当たっての意思決定に関する書類が作成、保管されていなかった。今後は、事務処理規程に基づき文書により館長等の決裁をうけ、適正な事務処理及び管理保管を行うよう留意されたい。</p> <p><b>2 補助金に係る予算の執行について</b></p> <p>予算の執行、契約その他の会計事務については、公益財団法人 社会教育協会経理規程及び同協会日野社会教育センター事務処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p>しかし、支払の根拠書類に一部不備が見受けられた。</p> <p>予算の執行に係る書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認及び管理保管を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。</p>	<p><b>1 補助金に係る事務について</b></p> <p>・ 今後は、日野社会教育センター事務処理規定に基づき、各決裁事項については、稟議書を作成し、館長の決裁をうけ、適正な事務処理及び管理保管を行うようにしました。</p> <p><b>2 補助金に係る予算の執行について</b></p> <p>・ 引継にともなう職務分掌を明確にし、日野社会教育センター事務処理規定に基づき、適正な管理保管を行えるよう体制を整えました。</p>

## 企画経営課

### 1 補助金の交付事務手続き等について

補助金の交付に係る事務手続き等については、公益財団法人社会教育協会に対する補助金交付条例、日野社会教育センター補助金交付要綱及び日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金交付決定及び確定の際の起案文書中、前払金の根拠の説明に一部記載漏れがあり補助金交付要綱との不整合が見られた。補助金額に誤りはなかったが、交付決定等の意思決定のための起案文書であるため、補助金の根拠は、正確に記載していただきたい。

また、移転に伴う「確認書」に基づき取り交わした、創設時の「協定書」の見直しは行われていなかった。当時の補助金交付の必要性から現状に至るこれまでの50年を踏まえ必要性を精査し、移転に伴う確認書を踏まえた創設時の協定書の見直しを速やかに行い、改めて今後の日野社会教育センターの役割など共有することが必要である。

今後も引き続き、十分な協議等を進めていただき、適正な補助金交付及び指導監督に努められたい。

### 1 補助金の交付事務手続き等について

・ 今後は要綱に記載された根拠を正確に引用し、誰が見てもわかりやすい起案文書の作成に努めてまいります。

・ ご指摘のとおり協定書の見直しにつきまして、日野社会教育センターの役割等を共有したうえで、協議を行ってまいります。